

奈良市観光コンテンツ造成補助事業 募集要領

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症により、本市の観光産業は大きな影響を受けており、今後、失われた観光需要を回復していくためには、新しい生活様式に対応した安全・安心な奈良旅のスタイルの普及・定着とともに、変化する観光客のニーズに合わせ、本市の持つ多様な歴史・文化という大きな魅力をより一層磨き上げることが重要となってきます。

そこで、新型コロナウイルス感染症の収束期を見据え、本市の観光の課題である滞在時間の延長、宿泊の促進や観光消費額の増加に寄与する観光コンテンツを募集し、その造成・磨き上げに係る費用の一部を予算の範囲内において補助します。

2. 募集期間

令和3年10月1日（金）から10月29日（金）17時00分まで（必着）

3. 補助対象者

本補助事業の補助対象事業者は、以下の事業者とします。

※奈良市内に事業所を持たない民間事業者や観光拠点を持たない観光関連団体等も対象となります。（市内の事業者や観光関連団体等との連携を高く評価します。）

※申請は1民間事業者、観光関連団体等につき1事業となります。

（1）民間事業者

法人及び個人事業主とします。

（2）観光関連団体等

観光地域づくり法人（DMO）又はその候補として観光庁長官の登録を受けた法人、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会、法人格を有する観光協会及び構成員に法人格を有する者を含む地域の活性化に資する団体であって、次に掲げる事項を規約等で定める団体とします。

ア 目的

イ 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲

ウ 意思決定方法

エ 解散した場合の地位の承継者

オ 事務処理及び会計処理の方法

カ 会計及び監査の方法

キ その他運営に関して必要な事項

※以下に該当する民間事業者及び観光関連団体等は本事業の申請はできません。

- ・国又は地方公共団体が資本金等を出資している団体等
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされているただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合はこの限りではありません。）
- ・暴力団等（奈良市暴力団排除条例（平成 24 年奈良市条例第 24 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団等をいいます。以下に同じ。）に該当する団体等（構成員に 1 名以上暴力団等に該当する者が含まれている場合、当該団体を暴力団等に該当する団体とみなします。）
- ・既に納期が到来している国税及び地方税に未納又は滞納がある者（ただし、納税の猶予を受けており、その猶予期間内であるものを除きます。）
- ・その他市長が不相当と認める者

4. 事業内容

補助事業者が奈良市内への誘客のために実施し、以下の要件を満たす観光コンテンツの造成・磨き上げに係る費用の全部又は一部を補助するものです。

※令和 3 年度はコンテンツ造成及びトライアルまでとし、令和 4 年度に販売・受入を行っていただくことを想定しています。

①奈良市観光の課題解決につながること

- ・滞在時間の延長・宿泊者数の増加・観光消費額や域内消費の促進が見込まれるもの

②新しい生活様式に合致していること

③事業の継続性が見込まれること

④国や地方公共団体、各事業者が作成しているガイドラインや対策事例をもとに、観光客が安心・安全に観光が出来る体制が構築されていること

また、事業効果を検証するため、アンケート等の手法によって参加者の満足度を調査してください。ただし、本事業以外で、本事業の効果検証に活用可能な調査を実施する場合は、その調査結果をもって本事業の効果検証を行ってください。

5. 補助の対象となる事業の実施期間

補助金交付決定後から令和 4 年 2 月 25 日（金）までに実施する事業

※令和 4 年 2 月 28 日（月）までに実績報告書の提出が必要となります。

※実施期間中に経過報告をお願いする場合があります。

※令和 4 年度に販売実績報告書を別途いただくことを予定しております。

6. 補助の対象とならない事業

以下に該当する事業については、補助の対象になりません。また、補助の対象とならないことが交付決定後に判明した場合も、補助金の交付は行いません。

- ・国や他の自治体、観光協会などが実施する他の補助金制度を活用している事業
- ・宗教の教義を広め儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業
- ・政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- ・売上の全部又は一部を寄附することを目的とする事業
- ・本補助金以外に市から補助金等（奈良市心のふるさと応援基金条例（平成20年奈良市税条例第29号）第1条の規定に基づき設置されている奈良市心のふるさと応援基金を財源とするものを除く。）が交付され、又は事業を実施する市の施設の使用料等が減免されている事業
- ・その他本補助金の趣旨に照らし、市長が不適当と認める事業

7. 補助金の額

上限 3,000 千円/件

※1事業当たりの補助金の額は、補助対象経費から補助対象事業で得た収入や他の補助金等を引いた金額又は 3,000 千円のいずれか低い額となります。

※補助対象外経費がある場合、事業で得た収入から補助対象外経費を引くことが可能です。ただし、事業に直接必要となった経費以外は事業費として認められないため、申請事業の収入を充てることはできません。

【補助事業費として認められない経費（例）】

- ・事業者、団体運営のための経常経費（事務局維持経費等）
- ・本事業の申請に係る経費（印刷費、交通費等）
- ・領収書等により支払いが確認できないもの
- ・その他、公金の支出がふさわしくない経費

8. 補助対象経費

各経費の費目については、下記のいずれかに該当する必要があります。なお、いずれの経費も消費税及び地方消費税を除くものとします。

ア 謝金

専門家、有識者等に対する謝金

イ 通信運搬費

本事業の取組みに要する通信料及び郵送料

ウ 委託料

観光コンテンツ開発（マーケティング調査を除く。）及び事業実施に係る委託料

エ 賃借料・使用料

- ・本事業の取組みに係る会場の借上料、使用料
- ・本事業の取組みに係る備品や機材等のリース料

オ 旅費

専門家、有識者等の旅費

※奈良市の旅費に関する規定に準じた金額のみ支援対象となります

カ 消耗品費

本事業の取組みに必要となる消耗品の購入。ただし、単価が1万円未満かつ本事業の実施に限り使用する物品とします。

キ 印刷製本費

印刷業者等に発注するポスター・チラシ・資料の印刷・コピー、写真の現像等に要する経費

ク 保険料

イベント保険、ボランティア保険など

ケ 備品購入費

本事業の実施に必要不可欠でありかつリース等により代替できない器具等の購入。

※補助金額の1/2を上限とします

※目的外使用になりうる物品（テレビ、パソコン、タブレット、プリンターなど）の購入費は除きます

※財産の管理及び処分制限について

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）を、補助事業の完了後、補助金の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

取得財産等のうち、市長が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価500千円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）以上の財産とします。

奈良市補助金交付規則第20条ただし書きの規定により市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める資産の区分に応じた耐用年数に相当する期間とします。

補助事業者は、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ取得財産等の処分承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければいけません。

市長は、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができます。

コ その他

事業開始後に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等、予期せぬ事由により事業の

一部または全部が実施できなかった場合、キャンセル料等の経費を対象とします。ただし、事業の一部または全部をとりやめる意思決定を行なった会議の議事録等、中止等に至った経緯・理由が分かる資料の提出が必要となります。

※支援対象とならない経費の具体例

- ・ 補助決定を受ける前に発生した経費
- ・ 実施主体における経常的な経費（人件費及び旅費、事務所家賃、保証金、敷金、光熱水費、通信料等）
- ・ 施設整備に係る経費
- ・ 国・県等から別途補助金、支援金、委託費等が支給されているもの、または支給を予定されているもの
- ・ 本事業における資金調達に必要なとなった利子等
- ・ 自社内部の取引で支払う経費
- ・ 補助対象経費の申請・請求にかかる証拠類に不備がある経費
- ・ その他補助事業の目的に合致しない経費

9. 応募手続きについて

提出書類（奈良市観光戦略課にて配布又は市ホームページで入手可能）に必要な事項を記入し、募集期間内に提出してください。

応募は、一つの民間事業者、観光関連団体等につき1件とします。

【提出書類】

- ① 事業計画書（様式第1号）
- ② 収支予算書（様式第2号）
- ③ 実施体制（様式第3号）
- ④ 誓約書（様式第4号）
- ⑤ 事業実態確認書類
 - 法人の場合・・・商業登記簿謄本（＝履歴事項全部証明書）
 - 個人事業主の場合・・・開業届の控え又は開業届出済証明書※申請日から起算して1カ月以内に発行されたもの。
- ⑥ 団体の規約又は定款等の写し
 - ※個人事業主の場合は不要となります。
- ⑦ 団体の役員等の名簿（様式第5号）
 - ※個人事業主の場合は不要となります。
- ⑧ 納税証明書
 - 法人の場合・・・法人税（その1）

●個人の場合・・・所得税（その1）

※申請日から起算して1カ月以内に発行されたもの。

※直近1年分が掲載されたもの

【提出方法】

書類等は全て郵送又は電子データで、以下の提出先に送付してください。

〒630-8580 奈良市二条大路南1-1-1

奈良市観光戦略課 観光コンテンツ造成支援事業担当

Email : kankousenryaku●city.nara.lg.jp

(送信の際は、「●」を「@」に置き換えてください。)

【郵送による書面提出の場合】

- ・書類等は、配達されたことが証明（確認）できる方法（郵便の場合は、簡易書留、特定記録等）によってお送りください。
- ・提出の際は、封筒等の表面に「観光コンテンツ造成補助事業」と朱書してください。
- ・提出された書類等は返却しません。
- ・書類等の作成、送付等に係る費用は応募者の負担となります。

【電子データによる提出の場合】

- ・メール件名を「観光コンテンツ造成補助事業（実施主体名）」としてください。
- ・添付ファイル込みの容量が大きくなる場合は、事前に連絡をし、市の指定する大容量ファイル送信サービス等での送付をお願いします。
- ・メール到着後、3営業日以内に申請受付のメールをお送りしますが、メールが届かない場合はお手数ですがご連絡いただきますようお願いいたします。

10. 事業採択について

募集期間終了後、提出のあった事業について、下記の評価項目について、有識者等の意見を基に企画書等を審査し、補助金を交付する事業を決定し、申請者に対して通知を行うとともに、奈良市のホームページで公表します。

事業採択を受けた申請者は、補助金交付申請書の提出等、補助金の交付に係る必要な手続きを行っていただきます（補助金の交付決定額等については、補助金交付申請書の内容を精査の上、交付決定通知書により正式に決定、通知します。交付決定通知書により通知する補助金交付決定額は、応募時の補助金交付申請額より減額となる場合がありますので、ご注意ください。）

【選定基準】

本事業の要件に沿った提案であることを前提とし、提案書における各項目において、以下の観点から評価を行います。

① 企画内容

本市の観光の課題である滞在時間の延長、宿泊の促進や観光消費額の増加に寄与するか

新しい生活様式の実践を踏まえ、本市の地域資源を効果的に活用した観光コンテンツを造成する事業になっているか

新規性、独創性、地域性、将来性等があり、かつ市内外からの集客が見込まれるもので、補助事業完了後も事業の継続が期待できる内容となっているか

② 販売計画

実現可能で具体的な販売計画が立てられており、そのための効果的な広報手法も考えられているか

③ 事業効果

本市の観光産業の振興と地域経済の活性化につながるものとなっているか

④ 安全対策

地域住民や参加者等の安心・安全に配慮しているか

観光コンテンツの実施に当たり、人と人との間隔の確保や検温体制など、感染症対策は万全であるか

⑤ スケジュール

観光コンテンツの企画・実施に係るスケジュールは具体的に示されており、安定にかつ確実に遂行できることが期待できるか

⑥ 実施体制

申請者は、観光コンテンツの企画・実施に係る全ての業務を、適正かつ円滑に執行できる体制となっているか。また、緊急時の対応体制が整備されているか

⑦ 収支計画

事業内容に対して、妥当な収支計画が示されているか

11. 実績報告

事業終了の日から1ヶ月が経過した日又は令和4年2月28日（月）のいずれか早い日までに、次に掲げる実績報告時に必要な書類を提出してください。

【実績報告時に必要な書類】

① 実績報告書（様式第6号）

② 事業実績内訳（様式第7号）

- ③ 収支決算書（様式第 8 号）
- ④ 対象経費の明細書（様式第 9 号）
- ⑤ 相手方登録申請書（様式第 10 号）
- ⑥ 領収書等の収入及び支出の証拠書類の写し（原本との照合を行います。）
※対象外経費についても、領収書等を確認します。
- ⑦ その他参考資料（チラシ、パンフレット、記録写真、アンケート結果等）
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

12. 補助金交付額の確定・交付

実績報告書等に基づき、対象経費等について精査し、補助金の交付確定額を申請者へ通知します。その後、申請者からの請求書の提出を受け、補助金を指定の口座へ振り込みます。

支出額及び内容については厳格に審査することとし、支出が適当でないと判断される場合には支払いの対象外となる可能性があります。

13. その他

- ・ 提出書類に虚偽の記載を行なった場合は、申請を無効とします。
- ・ 提出書類の作成に係る費用は提出者の負担とします。
- ・ 提出書類について、提出者に無断で二次的な使用は行いません。
- ・ 提出書類は開示請求があった場合は、開示対象となることがあります。
- ・ 取組みの内容が募集要領、法令等に違反することが判明した場合、または申請の内容に虚偽があった場合には、直ちに選定を取り消し、補助金交付後の場合は補助金の全額返還を求めることがあります。
- ・ 提出期間終了後に提出書類の修正は受け付けられません。
- ・ 提出書類の返却はしません。
- ・ 補助事業の実施においては、各種ガイドライン等に基づいた感染症対策を徹底してください。
- ・ 補助事業の内容の変更（中止を含む。）は、市長の承認が必要となる場合がありますので、事前に相談をお願いします。
- ・ 著作権等、第三者の権利については、事業実施者の責任、費用負担において適正な処理をお願いします。
- ・ 事業の広報物や成果物には「奈良市観光コンテンツ造成補助事業」と表記してください。
- ・ 事業に係る関係書類（経費関係（帳簿類）や市の通知書、提出書類の写し等）は、令和 9 年 3 月 31 日まで（5 年間）保管してください。
- ・ 補助事業の実施に当たっては、関係法令を遵守してください。また、行政機関や権利者への許可申請等が必要な場合は、申請者の責任において必ず行うようにしてください。
- ・ 使用する言語は日本語、単位は軽量法に定められるもの、通貨単位は円を使用するもの

とします。

14. 問い合わせ

本募集要領に関する問い合わせは、以下までお寄せください。

【問い合わせ先】

奈良市観光経済部観光戦略課 観光コンテンツ造成補助事業担当

E-mail : kankousenryaku●city.nara.lg.jp

(送信の際は、「●」を「@」に置き換えてください。)

電話 : 0742-34-4739

※個別の審査結果に関するお問い合わせにはお答えできません。

<問い合わせ受付期間>

令和3年10月1日(金)から令和3年10月15日(金)

9時から17時(土曜日、日曜日及び祝日を除く)